

Vol.105 No.4 2014.12.5	農職組ニュース	茨城大学農学部 労働組合
------------------------------	---------	-----------------

11/10 (月)・26 (水)

## 臨時組合大会と団体交渉のご報告

議事概要 (10日)

教職員賃金規定等の一部改正について、3地区合同団体交渉での執行部説明を受け、11月17日までに農学部労組としての賛否を意見書にて提出するという方針が委員長から説明された。改正の主なポイントは平成26年度の給与改定、同27年度の給与改定、通勤手当の改定である。これらに関して次のような議決をした。

**【議決】**

26年度の改定案には賛成。27年度の改定案については、基になっているものが人事院勧告か政府方針かを確認し、後者の場合には来年人事院勧告が出た際に再度議論する。通勤手当の改定については賛成。

**農学部労働組合執行部としては臨時大会での議論を踏まえ、学長宛へ下記のとおり「意見書」を11月13日に提出した。**

平成26年11月10日

国立大学法人茨城大学長 殿

農学部労働組合執行委員長  
田附 明夫

### 意 見 書

1. 平成26年11月30日施行の「国立大学法人茨城大学教職員賃金規程（平成26年度分）」に関する改正に同意します。
2. 平成27年度4月1日施行の「国立大学法人茨城大学教職員賃金規程（平成27年度分）」に関する改正には、まだ未確定要素があると判断し、現時点では同意できません。

その後、農学部にて11月18日に大学から組合に対して説明があり、平成26年度は人事院勧告どおりに、4月に遡って適用する。27年度についても基本的には人事院勧告に準拠（「国立大学法人茨

城大学教職員賃金規程（平成 26 年度分）」の平成 27 年 1 月 1 日の昇級に関する事項および「国立大学法人茨城大学教職員賃金規程（平成 27 年度分）」する。このことを受けて、組合では 26 日に再度臨時組合大会を開催し、次のような議決をしました。

**【議決】**

平成 26 年度分の改正に同意する旨、以下の意見書を提出した。平成 27 年度についても、人事院勧告準拠であれば認めざるを得ない旨を組合として決議し、大学に口頭で伝えた。

**農学部労働組合執行部としては臨時大会での議論を踏まえ、学長宛へ下記のとおり  
「意見書」を 11 月 27 日に提出した。**

平成 26 年 11 月 27 日

国立大学法人茨城大学長 殿

農学部労働組合執行委員長

田附 明夫

**意 見 書**

1. 平成 26 年 11 月 30 日施行の「国立大学法人茨城大学教職員賃金規程（平成 26 年度分①）」に関する改正に同意します。

なお、11 月 10 日は 30 名、26 日は 28 名の出席で臨時組合大会が成立いたしました。この後、11 月 27 日（木）には「年俸制」の件で団体交渉が開催されました。別紙資料がその詳細です。また、12 月 18 日（木）に団体交渉が予定されていますので、その都度詳細をお知らせいたします。

◆-----◆  
鋤耕祭「バザールくみあい」実行委員会より

バザールへの品々の提供や、当日スタッフとしてご協力していただき、本当にありがとうございました。当日は雨のため、例年よりお客さんも少なく売り上げも些少でしたが少額を組合にカンパいたします。来年は新たな企画で出店できればと思っています。

また、来年もご協力をよろしくお願いいたします。

2014 年度「バザールくみあい」実行委員会

